

(基本方針)

第百五条の三 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならぬ。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（第六十条第一項に規定する指定訪問看護事業者又は健康保険法第八十八条第一項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならないこと。

第二款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第百五条の四 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が一・五に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が一年以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち一人以上は、常勤の看護師であつて専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならぬ。

(管理者)

第百五条の五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業

所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならぬ。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならぬ。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならぬ。

第三款 設備に関する基準

(利用定員等)

第百五条の六 指定療養通所介護事業所は、その利用定員を五人以下とする。

(設備及び備品等)

第百五条の七 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、八平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。

3 第一項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

第四款 運営に関する基準

(内容及び手続きの説明及び同意)

第百五条の八 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提

供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、
第二百五条の十五に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者
の勤務の体制、第二百五条の十三第一項に規定する利用者ごとに定
めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第二百五条の十六第一項に
規定する緊急時対応医療機関との連絡体制その他の利用申込者の
サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交
付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を
得なければならない。

2 第八条第二項から第六項までの規定は、前項の規定による文書
の交付について準用する。

(心身の状況等の把握)

第二百五条の九 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提
供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサ
ービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれ
ている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況
等の把握に努めなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサー
ビスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者
が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心
身の状況等の把握に努めなければならない。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第二百五条の十 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提
供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービ
ス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければ
ならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護
の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議
において検討するため、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に

対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る居宅介護支援事業者
に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提
供するように努めなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に
際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに
、当該利用者に係る居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び
保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連
携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第二百五条の十一 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところに
よるものとする。

一 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第一項に規定す
る療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が
日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

二 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たつて
は、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し
、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を
行う。

三 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対
応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。

四 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた
適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該
利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サ
ービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図
る。

五 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確
に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要な
サービスを利用者の希望に添って適切に提供する。

(療養通所介護計画の作成)

- 1 第百五条の十二 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。
- 2 療養通所介護計画は、既に居室サービス計画が作成されている場合は、当該居室サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画（第七十条第一項に規定する訪問看護計画又は指定訪問看護及び指定老人訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十号）第十七条第一項に規定する訪問看護計画をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

- 1 第百五条の十三 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。
- 2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及び家族に対して十分に説明し、利用者及び家族が安心してサービスを利用できるように配慮しなければならない。
- 3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第百五条の十六第一項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。
- 5 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

- 1 第百五条の十四 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を

行わなければならない。
5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第百五十五条の十五 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(以下この節において「運営規定」という。)を定めておかなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 指定療養通所介護の利用定員
- 五 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービス利用に当たつての留意事項
- 八 非常災害対策
- 九 その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第百五十五条の十六 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し又は隣接し若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第百五十五条の十七 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会(以下、この条において「委員会」という。)を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、概ね六月に一回以上委員会を開催することとし、事故事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行わなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、委員会の検討を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第百五十五条の十八 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

- 一 療養通所介護計画
- 二 次条において準用する第十九条第二項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- 三 次条において準用する第二十六条に規定する市町村への通知に係る記録
- 四 次条において準用する第三十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録
- 五 次条において準用する第三十七条第二項に規定する事故の状

況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第百九条の十九 第九条から第十二条まで、第十五条から第十七条まで、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十八条まで、第九十六条(第三項第二号を除く。)、第九十七条及び第百一条から第百四条の規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、これらの規定中「訪問介護員等」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第百一条中「通所介護従業者」を「療養通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第六節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第百六条 (略)

一〜三 (略)

四 機能訓練指導員 基準該当通所介護の単位ごとに、提供時間帯を通じて専ら当該基準該当通所介護の提供に当たる機能訓練指導員が一年以上確保されるために必要と認められる数

(略)

3 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護(指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項に規定する基準該当介護予防通所介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百十二条第一項又は第二項に規定する介護予防通所介護従業者の員数を満たすことをもって、第一項又は第二項に規定する通所介護従業者の員数を満たしているものとみなすことができる。

4 第一項及び第二項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいうものとする。

(設備及び備品等)

第百八条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2・3 (略)

4 基準該当通所介護の事業と基準該当介護予防通所介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第百十四条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、第一項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七、三十八、三十九、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九、九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六条第二項中「法定代理

第五節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第百六条 (略)

一〜三 (略)

四 機能訓練指導員 一以上

(略)

3 前二項の基準該当通所介護の単位は、基準該当通所介護であつてその提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われ

(設備及び備品等)

第百八条 基準該当通所介護事業所には、食事を行う場所、機能訓練を行う場所、静養のための場所、生活相談のための場所、事務連絡のための場所を確保するとともに、基準該当通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2・3 (略)

(準用)

第百九条 第八条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第二十七条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七、三十八、三十九、第五十二条、第九十二条及び第四節(第九十六条第一項及び第百五条を除く。)の規定は、基準該当通所介護の事業について準用する。この場合において、第八条中「第二十九、九条」とあるのは「第百条」と、「訪問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三條第四項において準用する場合を含む。)(の規定により利用者に代わつて支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、第三十二条中「訪

受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

第一節 基本方針

(基本方針)

第一百十條 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百一十條 (略)

2 (略)

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者（指定介護予防サービス等基準第一百七條第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第一百七條第一項又は第二項に規定する介護予防通所リハビリテーションの員数を満たすことをもって、第一項又は前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

「問介護員等」とあるのは「通所介護従業者」と、第九十六條第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護」とあるのは「基準該当通所介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第八章 通所リハビリテーション

第一節 基本方針

(基本方針)

第一百十條 指定居宅サービスに該当する通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百一十條 (略)

2 (略)

なすことができる。

4 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第一百十二條 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

3 指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーションの事業と指定介護予防通所リハビリテーションの事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第一百八條第一項及び同条第二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第一百十三條 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第一百十四條 (略)

一・二 (略)

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用

3 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第一百十二條 (略)

2 指定通所リハビリテーション事業所は、指定通所リハビリテーションを行うために必要な専用の機械及び器具を備えなければならない。

第四節 運営に関する基準

(指定通所リハビリテーションの基本取扱方針)

第一百十三條 指定通所リハビリテーションは、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 (略)

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第一百十四條 (略)

一・二 (略)

三 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、常に利用

者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症にある要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整える。

第九章 短期入所生活介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第二十條 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第二百二十九条第一項に規定する指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百二十九条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者の員数を満たすことをもって、第一項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

4 5 7 (略)

第三節 設備に関する基準

(利用定員等)

第二十三条 (略)

2 (略)

3 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第二百三十一条第一項又は第二項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前二項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。以下同じ。）とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを

者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供する。特に、認知症にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスが提供できる体制を整える。

第九章 短期入所生活介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第二十條 指定居宅サービスに該当する短期入所生活介護（以下「指定短期入所生活介護」という。）の事業は、要介護状態等となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居室において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二十一条 (略)

2 (略)

3 1 6 (略)

第三節 設備に関する基準

(利用定員等)

第二十三条 (略)

2 (略)

(設備及び備品等)

第二十四条 指定短期入所生活介護事業所の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物でなければならない。ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを

要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

31 . 4 . (略)

51 第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第三項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

61 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

71 (略)

81 指定短期入所生活介護事業者が指定介護予防短期入所生活介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第三百三十二条第一項から第七項までに規定する設備及び備品等を備えることをもって、前各項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百二十七条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サ

21 . 31 (略)

41 第二百二十一条第二項の規定の適用を受ける特別養護老人ホームの場合にあつては、第二項の規定にかかわらず、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

51 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 五 (略)

61 (略)

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第二百二十七条 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サ

ビスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

21 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

31 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 潜在に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス

ビスに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所生活介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

21 指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

31 指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者へ代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 潜在に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に

費が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額を限度とする。）

三〇七 (略)
4・5 (略)

(定員の遵守)

第百三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物でなければならず、ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、準耐火建築物とすることができる。

規定する滞在費の基準費用額（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所生活介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三〇七 (略)
4・5 (略)

(定員の遵守)

第百三十八条 指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

第五節 ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第百四十条の四 ユニット型指定短期入所生活介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所生活介護事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、建築基準法第二十九条の二に規定する耐火建築物でなければならず、ただし、利用者の日常生活に充てられる場所を二階以上の階及び地階のいずれにも設けていない場合にあつては、同条第九号の三に規定する準耐火建築物と

することができる。

2| 前項の規定にかかわらず、都道府県知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建てのユニット型指定短期入所生活介護事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一| スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、調理室等火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二| 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。
三| 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能なる構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

3| 4 (略)

5| 第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第三項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

6| 第三項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一・二 (略)

7| (略)

8| ユニット型指定短期入所生活介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者（指定介護予防サービス等基準第五十三条に規定するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事

2| 3| (略)

4| 第百二十一条第二項の規定の適用を受けるユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）第三十二条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。）の場合にあつては、第二項の規定にかかわらず、ユニット型特別養護老人ホームとして必要とされる設備を有すること足りるものとする。

5| 第二項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。
一・二 (略)

6| (略)

業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービスマ等基準第五十三条第一項から第七項までに規定する設備及び備品等を備えることをもって、前各項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスマに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービスマ費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者を支払われる居宅介護サービスマ費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスマに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービスマ費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

1 食事の提供に要する費用(法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービスマ費が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額(法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービスマ費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

第三款 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第百四十条の六 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスマに該当する指定短期入所生活介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービスマ費用基準額又は居宅支援サービスマ費用基準額から当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われる居宅介護サービスマ費又は居宅支援サービスマ費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、法定代理受領サービスマに該当しない指定短期入所生活介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所生活介護に係る居宅介護サービスマ費用基準額又は居宅支援サービスマ費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払を受けることができる。

1 食事の提供に要する費用(法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の規定により特定入所者介護サービスマ費等が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額(法第五十一条の二第四項(法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定(法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

2 滞在に要する費用(法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービスマ費が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額(法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービスマ費が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額)を限度とする。)

三〇七 (略)
四・五 (略)

(勤務体制の確保等)

第百四十条の十一の二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、利用者に対し適切なユニット型指定短期入所生活介護を提供できるように、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、次の各号に定める職員配置を行わなければならない。

- 一 日中については、ユニットごとに常時一人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
- 二 夜間及び深夜については、二ユニットごとに一人以上の介護職員又は看護職員を夜間及び深夜の勤務に従事する職員として

により当該特定入所者介護サービスマ費等が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額(法第六十一条の二第四項(法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定(法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額)を限度とする。)

2 滞在に要する費用(法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第二項第一号の規定により特定入所者介護サービスマ費等が利用者へ支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額(法第五十一条の二第四項(法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。))の規定により当該特定入所者介護サービスマ費等が利用者へ代わり当該ユニット型指定短期入所生活介護事業者へ支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額)を限度とする。)

三〇七 (略)
四・五 (略)

配置すること。

- 三 ユニットごとに、常勤のユニットリーダーを配置すること。
- 3 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、ユニット型指定短期入所生活介護事業所ごとに、当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所の従業者によつてユニット型指定短期入所生活介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、短期入所生活介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四百十条の十二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(準用)

第四百十条の十三 第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十九条、第三百二十二条から第三百三十四条まで、第三百三十六条及び第三百三十九条から第四百十条(第一条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百五条第一項中「第三百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第四百十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、第三百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百十条の十三において準用する第四百十条」と、同項第三号中「第二百二十八条第五項」とあるのは「第四百四十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百十条の十三において準用する第四百十条」と読み替えるものとする。

「と読み替えるものとする。」

第六節 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基

本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四百十条の十六 (略)

- 2 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者が一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者(指定介護予防サービス等基準第六十七条第一項に規定する一部ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業者をいう。)の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第六十七条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第三款 運営に関する基準

(勤務体制の確保等)

第四百十条の二十三の二 一部ユニット型指定短期入所生活介護事業者の勤務体制の確保等は、ユニット部分にあつては、第四百十条の十一の二に、それ以外の部分にあつては第四百十条で準用する第四百一条に定めるところによる。

(準用)

第四百十条の二十五 第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十九条、第三百二十二条から第三百三十四条まで、第三百三十六条及び第三百三十九条から第四百十条(第一条の準用に係る部分を除く。)までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に準用す

(定員の遵守)

第四百十条の十二 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所生活介護を行つてはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二 (略)

(準用)

第四百十条の十三 第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十九条、第三百二十二条から第三百三十四条まで、第三百三十六条及び第三百三十九条から第四百十条までの規定は、ユニット型指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第二百五条第一項中「第三百三十七条に規定する運営規程」とあるのは「第四百十条の十一に規定する重要事項に関する規程」と、第三百三十九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百十条の十三において準用する第四百十条」と、同項第三号中「第二百二十八条第五項」とあるのは「第四百十条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百十条の十三において準用する第四百十条」と読み替えるものとする。

第六節 一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業の基

本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款 設備に関する基準

(設備及び備品等)

第四百十条の十六 (略)

第三款 運営に関する基準

(準用)

第四百十条の二十五 第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十九条、第三百二十二条から第三百三十四条まで、第三百三十六条及び第三百三十九条から第四百十条までの規定は、一部ユニット型指定短期入所生活介護の事業に準用する。この場合において、第二百二十五条第

る。この場合において、第二百二十五条第一項中「第三百七十七条に規定する運営規程」とあるのは「第四百九条の二十三に規定する重要事項に関する規程」と、第三百九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百九条の二十五において準用する第四百九条」と、同項第三号中「第二百二十八条第五項」とあるのは「第二百二十八条第五項及び第四百九条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百九条の二十五において準用する第四百九条」と読み替えるものとする。

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第四百九条の二十七 (略)

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護(指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する基準該当介護予防短期入所生活介護をいう。以下同じ。)の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第七十九条第一項に規定する介護予防短期入所生活介護従業者の員数を満たすことをもって、第一項に規定する短期入所生活介護従業者の員数を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

4・5 (略)

(利用定員等)

第四百九条の二十九 (略)

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業者により同一の事業所において一

一項中「第三百七十七条に規定する運営規程」とあるのは「第四百九条の二十三に規定する重要事項に関する規程」と、第三百九条の二第二項第二号中「次条」とあるのは「第四百九条の二十五において準用する第四百九条」と、同項第三号中「第二百二十八条第五項」とあるのは「第二百二十八条第五項及び第四百九条の七第七項」と、同項第四号から第六号までの規定中「次条」とあるのは「第四百九条の二十五において準用する第四百九条」と読み替えるものとする。

第七節 基準該当居宅サービスに関する基準

(従業者の員数)

第四百九条の二十七 (略)

2 前項第三号の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

3・4 (略)

(利用定員等)

第四百九条の二十九 (略)

体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第八十二条第一項に規定する利用定員等の基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(設備及び備品等)

第四百九条の三十 (略)

2 基準該当短期入所生活介護の事業と基準該当介護予防短期入所生活介護の事業とが、同一の事業者により同一の事業所において一体的に運営される場合については、指定介護予防サービス等基準第八十三条第一項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

3 第一項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一五 (略)

(準用)

第四百九条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条、第一百三、第一百零四、第二百二十八並びに第四節(第二百二十七条第一項及び第四百九条を除く。)(の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通

(設備及び備品等)

第四百九条の三十 (略)

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

3 第一項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一五 (略)

(準用)

第四百九条の三十二 第九条から第十三条まで、第十六条、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条(第五項及び第六項を除く。)、第三十七条、第三十八条、第五十二条、第一百一条、第一百三、第一百零四、第二百二十八並びに第四節(第二百二十七条第一項及び第四百九条を除く。)(の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項(法第五十三条第四項において準用する場合を含む。)(の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「通

所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四百四十一条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四百四十二条 (略)

2 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十七条第一項に規定する介護予防短期入所療養従業者の員数を満たすことをもって、前項に規定する員数を満たしているものとみなすことができる。

3 第一項第四号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4・5 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第四百四十三条 (略)

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 指定短期入所療養介護事業者が指定介護予防短期入所療養介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所療養介護の事業と指定介護予防短期入所療養介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百八十八条第一項及び第二項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四百四十五条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当

「訪問介護員等」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百二十七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第十章 短期入所療養介護

第一節 基本方針

(基本方針)

第四百四十一条 指定居宅サービスに該当する短期入所療養介護（以下「指定短期入所療養介護」という。）の事業は、要介護状態となつた場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことにより、療養生活の質の向上及び利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第四百四十二条 (略)

2 前項第四号の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3・4 (略)

第三節 設備に関する基準

(設備に関する基準)

第四百四十三条 (略)

2 前項第三号及び第四号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

第四節 運営に関する基準

(利用料等の受領)

第四百四十五条 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定短期入所療養介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額から当該指定短期入所療養介護事業者に支払われる居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所療養介護事業者は、法定代理受領サービスに該当

しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならぬ。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額）（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額）（法第五十一条の二第四項の規定により当該特定入所者介護サービス費が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。）

三〇七（略）

しない指定短期入所療養介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定短期入所療養介護に係る居宅介護サービス費用基準額又は居宅支援サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定短期入所療養介護事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の基準費用額）（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第一号に規定する食費の負担限度額）を限度とする。）

二 滞在に要する費用（法第五十一条の二第一項又は法第六十一条の二第一項の規定により特定入所者介護サービス費等が利用者に支給された場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の基準費用額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の基準費用額）（法第五十一条の二第四項（法第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定により当該特定入所者介護サービス費等が利用者に代わり当該指定短期入所療養介護事業者に支払われた場合は、法第五十一条の二第二項第二号に規定する居住費の負担限度額又は法第六十一条の二第二項第二号に規定する滞在費の負担限度額）を限度とする。）

三〇七（略）

4・5（略）

（定員の遵守）

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二（略）

第五節

ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款

設備に関する基準

第百五十五条の四（略）

2 前項第三号から第五号に該当するユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百五十五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百五十五条第一項及び第二項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第三款

運営に関する基準
（利用料等の受領）

第百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法

4・5（略）

（定員の遵守）

第百五十四条 指定短期入所療養介護事業者は、次に掲げる利用者数以上の利用者に対して同時に指定短期入所療養介護を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一・二（略）

第五節

ユニット型指定短期入所療養介護の事業の基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第二款

設備に関する基準

第百五十五条の四（略）

2 前項第三号から第五号に該当するユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、前項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有するものとする。

3 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準第百五十五条第一項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を併せて受け、かつ、指定短期入所生活介護の事業と指定介護予防短期入所生活介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定介護予防サービス等基準第百五十五条第一項及び第二項に規定する設備及び備品等を備えることをもって、前二項に規定する設備及び備品等を備えているものとみなすことができる。

第三款

運営に関する基準
（利用料等の受領）

第百五十五条の五 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、法